

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(平成 30 年 9 月 4 日評議員会決定)

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会(以下、「この法人」という。)の定款第 15 条及び第 29 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、

賞与その他の職務追行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問

- わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とすることとし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第 15 条第 1 項により報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員の報酬」のとおりとし、非常勤役員報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」のとおりとし、年間報酬総額80万円(理事60万円、監事20万円)の範囲内で、評議員会の決議により定める。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員については、理事会出席等、必要な都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

別表第1 「常勤役員の報酬」

月額 5万円 (税込み)

別表2 「非常勤役員の報酬」

理事会への出席に対する報酬

1日 1万円 (税抜き)

評議員の同意書

平成 30 年 9 月 日

公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会

理事長 小野寺 真 悟 様

公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会

評議員氏名 印

同意書

一般社団法人及び公益財団法人に関する法律第 194 条の規定に基づき、定款第 6 条及び第 17 条に示された評議員会の決議事項について下記の提案に同意します。

記

理事長 小野寺 真 悟 提案の内容

第 1 号議案 定款の一部改正について

第 2 号議案 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程について